

(人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に則る情報公開)

このたび以下の研究を実施いたします。本研究への協力を望まれない場合は、問い合わせ窓口へご連絡ください。研究に協力されない場合でも不利益な扱いを受けることは一切ございません。

本研究の研究計画書及び研究の方法に関する資料の入手又は閲覧をご希望の場合や個人情報の開示や個人情報の利用目的についての通知をご希望の場合も問い合わせ窓口にご照会ください。なお、他の研究参加者の個人情報や研究者の知的財産の保護などの理由により、ご対応・ご回答ができない場合がありますので、予めご了承ください。

【研究計画名】

重大な他害行為の予防体制の構築に向けた基礎的研究
—入院データベースを用いた司法関与の経過の理解—

【研究責任者】

小池 純子 (国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部)
※人事異動と組織改編のため、藤井 千代(同研究所 地域・司法精神医療研究部)より変更になりました。

【本研究の目的及び意義】

本研究は、医療観察法入院処遇対象者の対象行為までの司法機関の関与の経過を探索的に検討し、重大な他害行為の予防に関わる支援体制の構築に向けた方策を模索することを目的とします。

他害行為を行わないことは、地域生活定着の必要要件になるにも関わらず、現行制度下では事後的な支援が主軸になっています。そのため、入院処遇対象者の対象行為前の司法との関わりを調べることで、他害行為の予防するために役立つ知見を得ることができると考えます。

【本研究の実施方法及び参加いただく期間】

対象となる方

2017年7月より2018年12月までの間に、全国の医療観察法指定入院医療機関32施設(賀茂精神医療センター、北海道大学病院附属司法精神医療センターを除く)で、医療観察法の入院処遇を受けたことがある方

利用する情報

入院処遇中に指定入院医療機関で記録された診療録の情報(具体的項目は、下記のとおりです。)

(1) 入院処遇対象者の人口統計学的特性

入院時年齢、性別

(2) 入院処遇対象者の触法経歴、対象行為、問題行動に関わる項目

対象行為種別・被害者類型、少年法触法行為、成人刑法犯・矯正歴、薬物問題、アルコール問題

(3) 過去および現在の処遇・治療に関わる項目

主診断・重複障害、転院、ステージ移行、退院時処遇の情報、行動制限の明細、院内問題行動

※利用する情報は、厚生労働省の「重度精神疾患標準的治療法確立事業」でデータベースに集められている、入院処遇対象者の診療に関する情報から抽出し、研究利用の承認を得て提供を受けたものです。情報は、データベースに集められた時点でどなたのものか分からないように匿名化されていますが、本研究のために抽出・提供される際に、対象者を識別する符号がさらに別の符号に置き換えられています(再匿名化)。

研究期間

2019年7月1日より2024年3月31日まで

【共同研究機関】

ありません。国立精神・神経医療研究センター単独で実施します。

2022年8月23日 更新

○問い合わせ窓口

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所
所属 地域精神保健・法制度研究部 氏名 小池 純子(こいけ じゅんこ)
電話番号 042-341-2712(内線 6329)
E-mail:koike※ncnp.go.jp(「※」を「@」に変更ください。)

○苦情窓口

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会事務局
E-mail:ml_rinrijimu※ncnp.go.jp(「※」を「@」に変更ください。)